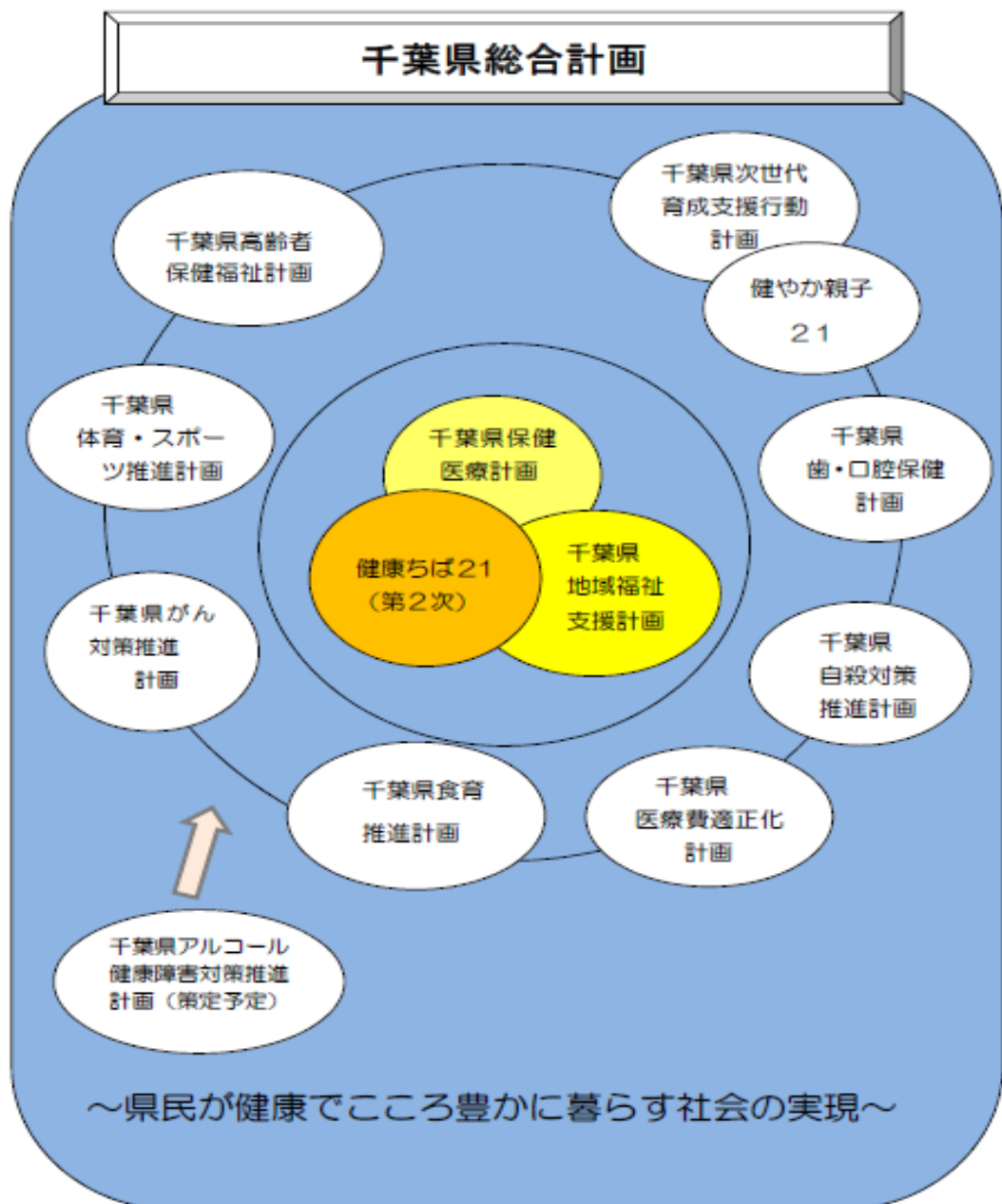


1 健康ちば21（第2次）の概要

(1) 計画の位置づけ

- 健康増進法第8条による都道府県健康増進計画で、県民の健康づくりに関する計画です。
- 本計画は、千葉県保健医療計画等関係する計画との整合性を図り、今後策定予定の県アルコール健康障害対策推進計画も視野に入れて進めていきます。
- 県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現のために、関連部署が連携して課題解決に努めます。

<図1 関連計画図>



(2) 計画の期間

- 平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年計画で、5 年目である平成 29 年度に中間評価を行いました。
- 計画全体について、最終年（平成 34 年度）に最終評価を行います。

(3) 計画の概念

- 総合目標を達成するため、4 つの施策の方向性を柱に置き、取り組んでいます。

総合目標

- ◇健康寿命の延伸
- ◇健康格差の実態解明と縮小

4 つの施策の方向性

- I 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備
- II ライフステージに応じた心身機能の維持・向上
- III 生活習慣病の発症予防と重症化防止
- IV つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

<図 2 計画概念図>

